特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
22	児童扶養手当に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

厚木市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

厚木市長

公表日

令和6年1月31日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	・父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給する。 厚木市は、行政手続きにおける特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 ①児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ②　児童扶養手当法による児童扶養手当証書に関する事務 ③　児童扶養手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ④児童扶養手当の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ⑤児童扶養手当の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑥公金受取口座情報を利用した給付等に関する事務
③システムの名称	児童扶養手当システム 宛名管理システム 中間サーバー 中間サーバコネクタ

2. 特定個人情報ファイル名
受給者情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第1の37の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2 （別表第2における情報提供の根拠） 13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項 （別表第2における情報照会の根拠） 57の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部 子育て給付課
②所属長の役職名	子育て給付課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開・法制係 住　　所：〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号：046-225-2287

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	厚木市　こども未来部　子育て給付課 こども家庭支援係 住　　所：〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号：046-225-2241

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　基礎項目評価書　　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　特に力を入れている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　特に力を入れている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　特に力を入れている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　特に力を入れている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　]接続しない（入手）**	**[　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　特に力を入れている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　特に力を入れている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　特に力を入れている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　[○] 内部監査	[　] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　特に力を入れて行っている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅰ　関連情報 5　評価実施機関における担当部署 ①部署	こども未来部　こども家庭課	こども未来部 子育て給付課	事後	機構改革に伴う、部署の変更であり、重要な変更に該当しない。
平成29年4月1日	Ⅰ　関連情報 5　評価実施機関における担当部署 ②所属長	こども家庭課長	子育て給付課長	事後	機構改革に伴う、部署の変更であり、重要な変更に該当しない。
平成29年4月1日	Ⅰ　関連情報 7　特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒243－8511 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号 厚木市総務部 文書法制課 情報公開係 ℡046－225－2287	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開係 住　　所：〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号：046-225-2287	事後	機構改革に伴う、部署の変更であり、重要な変更に該当しない。
平成29年4月1日	Ⅰ　関連情報 8　特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒243－8511 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号 厚木市こども未来部 こども家庭課母子支援係 ℡046－225－2241	厚木市　こども未来部　子育て給付課 ひとり親家庭支援係 住　　所：〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号：046-225-2241	事後	機構改革に伴う、部署の変更であり、重要な変更に該当しない。
平成30年4月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	厚木市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	厚木市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	文言の誤りを修正したものであり、重要な変更に該当しない。（特定個人情報ファイルの取り扱いに当たりが重複していたため削除した。）
平成30年4月1日	Ⅰ　関連情報 5　評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て給付課長　柏木　毅	子育て給付課長　柏木　浩	事後	人事異動に伴う、その他の項目の変更であり、重要な変更に該当しない。
平成31年3月28日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て給付課長　柏木　浩	子育て給付課長	事後	様式変更に伴う変更であり、重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月28日	Ⅱしきい値判断項目 1対象者人数 いつの時点の計数か 2取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年6月30日時点	平成31年2月1日時点	事後	計数の時点変更であり、重要な変更に該当しない。
平成31年3月28日	Ⅳ　リスク対策	－	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月15日	Ⅰ　関連情報 7　特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 　請求先	厚木市　総務部 行政総務課 情報公開係 住　　所：〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号：046-225-2287	厚木市　総務部 行政総務課 情報公開・法制係 住　　所：〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号：046-225-2287	事後	係の名称の変更であり、重要な変更に該当しない。
令和3年9月1日	Ⅰ　関連情報 4　情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項及び別表第2 （別表第2における情報提供の根拠） 　13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 （別表第2における情報照会の根拠） 　57の項	番号法第19条第8号及び別表第2 （別表第2における情報提供の根拠） 　13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 （別表第2における情報照会の根拠） 　57の項	事後	番号法改正に伴う変更であり、重要な変更に該当しない。
令和4年1月6日	Ⅰ関連情報 1　特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童扶養手当システム 宛名管理システム 中間サーバー	児童扶養手当システム 宛名管理システム 中間サーバー 中間サーバコネクタ	事後	不足していたシステム名称を追加で記載したものであり、重要な変更に該当しない。
令和4年1月6日	Ⅰ関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2 （別表第2における情報提供の根拠） 　13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 （別表第2における情報照会の根拠） 　57の項	番号法第19条第8号及び別表第2 （別表第2における情報提供の根拠） 　13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項 （別表第2における情報照会の根拠） 　57の項	事後	不足していた根拠を追加で記載したものであり、重要な変更に該当しない。
令和4年1月6日	Ⅳリスク対策 4　特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	委託しない	特に力を入れている	事後	内部監査に伴う変更であり、重要な変更に該当しない。
令和4年1月6日	Ⅳリスク対策 8　監査 実施の有無	自己点検	自己点検 内部監査	事後	監査の実施状況を更新するものであり、重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月7日	Ⅰ　関連情報 8　特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 　連絡先	厚木市　こども未来部　子育て給付課 ひとり親家庭支援係 住　　所：〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号：046-225-2241	厚木市　こども未来部　子育て給付課 こども家庭支援係 住　　所：〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号：046-225-2241	事後	係の名称の変更であり、重要な変更に該当しない。
令和5年1月26日	Ⅰ関連情報 1　特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給する。 厚木市は、行政手続きにおける特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 ①児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ②　児童扶養手当法による児童扶養手当証書に関する事務 ③　児童扶養手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ④児童扶養手当の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ⑤児童扶養手当の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	・父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給する。 厚木市は、行政手続きにおける特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 ①児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ②　児童扶養手当法による児童扶養手当証書に関する事務 ③　児童扶養手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ④児童扶養手当の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ⑤児童扶養手当の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑥公金受取口座情報を利用した給付等に関する事務	事前	公金受取口座情報を利用することによる修正
令和5年1月26日	Ⅱ　しきい値判断項目 1　.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年2月1日時点	令和4年11月1日　時点	事前	公金受取口座情報を利用することによる修正
令和5年1月26日	Ⅱ　しきい値判断項目 2　取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年2月1日時点	令和4年11月1日　時点	事前	公金受取口座情報を利用することによる修正